

市長等の措置に係る通知書

（計画建築部）

2011年5月30日監査執行

No	指摘事項	措置の状況	改善又は 検討の目標 年 月 日
1	<p>（住宅課）</p> <p>市営住宅の管理状況は適切か</p> <p>次のとおり改善を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり、必要な措置を講じられたい。</p> <p>① 直接建設型の市営住宅のエレベーター設備について、施設管理者以外の者により保守点検業務委託契約が締結されていた。</p> <p>② 直接建設型の市営住宅の自動車駐車場について、自動車の保管場所の確保等に関する法律第4条第1項に規定する保管場所の確保を証する書面の交付の申請に当たって添付することとされている自動車の保有者が当該申請に係る場所を保管場所として使用する権原を有することを疎明する書面が当該自動車駐車場について何ら権原を有しない者により発行されていた。</p>	<p>① 他事業主体への調査を行い、エレベーター設備の保守点検契約について、事務の見直しを図り適切な事務執行に向けて、委託契約の適正化に努めます。</p> <p>② 自動車駐車場の日常管理につきましては、共同施設として公営住宅法に基づき、自治会等（入居者で構成する組織）に管理を委ねておりますが、他事業主体の事例や根拠付けなどの調査を実施し、事務の適正な執行を行います。</p>	<p>2011年 9月30日</p> <p>2011年 9月30日</p>